

2019年5月27日

お客さま各位

東京都港区赤坂2丁目3番5号
株式会社東京スター銀行
代表執行役頭取 佐藤 誠治

休眠預金等活用法に関する公告

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について以下のとおり公告いたします。

1. 対象となる預金等

2009年1月1日から2009年12月31日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2020年5月27日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

3. 休眠預金等代替金の請求

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、当該預金等の預金者等であった方は引き続き、当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を請求できます。

本件に関するお問い合わせ先：フリーダイヤル 0120-552-701 （平日 9：00～17：00）

以上